

公立大学法人沖縄県立芸術大学 役員等体制一覧（案）

役員一覧

NO	役職 (担当)	常勤 非常勤	現職	任命権者
1	理事長	常勤	沖縄県立芸術大学 学長	知事
2	理事（入試・広報）	常勤	沖縄県立芸術大学 副学長	理事長
3	理事（総務・財務）	常勤	沖縄県立芸術大学 事務局長	理事長
4	理事（経営）	非常勤	（学外）	理事長
5	理事（教育）	非常勤	（学外）	理事長
	理事	非常勤		理事長
7	監事	非常勤	（公認会計士）	知事
8	監事	非常勤	（弁護士）	知事

公立大学法人沖縄県立芸術大学 定款

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。
2 法人には、副理事長を置かないものとする。

公立大学法人沖縄県立芸術大学 経営審議会委員一覧（案）

経営審議会委員

NO	現職	定款 18条3項 の要件
1	公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事長	
2	公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事（常勤）	
3	公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事（常勤）	
4	（学内）	
5	（学内）	
6	（学外）	○
7	（学外）	○
8	（学外）	○
9	（学外）	○
10	（学外）	○

公立大学法人沖縄県立芸術大学 定款

第18条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 理事長が指名する理事又は法人の規程で定める職員

(3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、理事長が任命する者

3 経営審議会の委員の2分の1以上は、前項第2号の理事（その最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった理事に限る。）及び第3号に掲げる委員でなければならない。

4 経営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である経営審議会の委員の任期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である経営審議会の委員の任期は当該職員が第2項第2号に定める職から異動する時までとする。

5 経営審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 経営審議会の委員は、再任されることができる。

公立大学法人沖縄県立芸術大学 教育研究審議会委員一覧（案）

教育研究審議会

NO	現職
1	沖縄県立芸術大学 学長
2	沖縄県立芸術大学 副学長
3	沖縄県立芸術大学 事務局長
4	沖縄県立芸術大学 美術工芸学部長（兼造形芸術研究科長）
5	沖縄県立芸術大学 音楽学部長（兼音楽芸術研究科長）
6	沖縄県立芸術大学 芸術文化学研究科長
7	沖縄県立芸術大学 芸術文化研究所長
8	沖縄県立芸術大学 附属図書・芸術資料館長
9	沖縄県立芸術大学 学長補佐（教育・学生・国際担当）
10	沖縄県立芸術大学 学長補佐（研究・社会連携担当）
11	（学長が指名する教員）
12	（学長が指名する教員）

公立大学法人沖縄県立芸術大学 定款

第22条 大学に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員及び次項に規定する委員12人以内で構成する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する法人の規程で定める職員

(3) 法人の規程で定める学部、研究科等の教育研究上の重要な組織の長

3 学長は、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものを教育研究審議会の委員として任命することができる。

4 教育研究審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である教育研究審議会の委員の任期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である教育研究審議会の委員の任期は当該職員が第2項第2号に定める職から異動する時までとする。

5 教育研究審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 教育研究審議会の委員は、再任されることができる。